



2019年1月8日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目 16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

平成 31 年税制改正大綱

個人所得課税（一般）編

31 年税制改正「消費税対策」が重点に

平成 31 年の税制改正大綱では、10 月に実施予定の消費税率 10% 引上げに伴う、駆け込み需要・反動減対策（車両・住宅）に重点が置かれ、単年度ベースで 1,670 億円規模の減税措置がされると公表されました。

個人所得課税（金融・証券税制以外のもの）については、次の項目が改正されます。

住宅ローン控除の拡充（国税・減税）

過去の消費増税時に住宅の駆け込み需要とその後販売減を経験していることから、住宅ローン控除が拡充されました。31 年 10 月から 32 年末に入居する住宅（消費税 10% 適用）については、控除期間が現行の 10 年から 13 年に延長されます。11 年目からは計算方法が変わることに注意しましょう。

1～10 年目	住宅ローン年末残高×1% (最大 40 万円)
11～13 年目	次のいずれか少ない金額 ①住宅ローン年末残高×1% ②取得価額 (最大 4000 万円) × 2% ÷ 3

空き家の譲渡の特別控除（国税・減税）

適用期限が 4 年延長され、老人ホーム等に入所したことにより空き家になって場合においても、一定の要件を満たすものにつ

いては、適用の対象となりました。また、所有者不明土地を収用した場合の 5,000 万円特別控除制度が創設されました。

ひとり親（未婚）の非課税（住民税・減税）

自公で議論となっていたのが、婚姻歴のないシングルマザー等の「寡婦（夫）控除」の取扱い。結論は翌年に持ち越しとなりましたが、次の要件を満たす「ひとり親」の住民税が非課税とされました（未婚男性の「ひとり親」にも適用されます）。

- ・ 児童扶養手当の支給を受けていること
- ・ 前年の合計所得金額が 135 万円以下

なお、所得税の負担が残るため、給付金 17,500 円（非課税）が年収 365 万円までの 10 万人弱を対象に支給される見通しです

その他の改正（ふるさと納税の適正化など）

その他には、①ふるさと納税の高額返戻品禁止（返戻割合 3 割以下の地場産品に限定）、②仮装通貨の取得価額の計算方法の明確化（移動平均法又は総平均法）、③申告書の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書等の添付不要化・記載事項の見直し、④森林環境税（仮）の創設、⑤公的年金等の源泉徴収見直し等が措置されています。



住宅ローン控除（国税）の減税規模で 1000 億円見込。その効果は未知数との評価もあります。